

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 直近の重要政策

公共政策

- ✓ 「証照分離」改革の強化による市場活性化への更なる取り組みに関する国务院の通知（国务院、6/3）

貿易政策

- ✓ 検査の実施が必要な輸出入商品リストの調整に関する公告（税関総署、6/1）

産業政策

- ✓ 娯楽施設及びインターネットサービス営業施設の審査承認に係る事項の調整に関する文化観光部の通知（文化観光部、5/27）

■ 注目トピックス

上海市商務委員会、上海市外商投資企業苦情作業弁法を発表

上海市商務委員会は2021年6月4日、『上海市外商投資企業苦情作業弁法』¹（以下、弁法）を公布しました。弁法は、2020年1月1日から施行された『外商投資法』²と、その実務的な規則である『外商投資法実施条例』³、『外商投資企業苦情作業弁法』⁴（2020年10月1日より施行）及び『上海市外商投資条例』⁵（2020年11月1日より施行）の方針を着実に実行するため、上海の実情に合わせて策定されたものです。弁法は2021年7月1日より施行します。2010年12月に改定された『上海市外商投資企業苦情及び処理弁法』は廃止となります。

外商投資企業による苦情とは、「外商投資企業、外国投資家（以下、苦情者）が、行政機関及びその職員の行政行為につき合法的な權益を侵害すると認識し、苦情処理機関に対し解決を申し立てること」等を指します。

外商投資企業の苦情受付・処理を担当する上海市外商投資企業苦情センターは上海の苦情処理機関として、2020年12月に上海市外商投資協会において設立されました。各区政府は区商務部門などを当区の

みずほ中国WeChat公式アカウント

中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

¹ 中国語原文は以下のURLよりダウンロードできます。

<https://sww.sh.gov.cn/zwgkxhgwj/20210604/85c0bb1cfa2441278dda9a02dc34f67.html>

² その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第482号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0507-XF-0105.pdf>

³ その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第504号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0533-XF-0105.pdf>

⁴ その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第519号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0571-XF-0105.pdf>

⁵ その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第523号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0575-XF-0105.pdf>

外商投資企業苦情センターとして指定しており、上海市商務委員会は本市及び各区の外商投資企業苦情センターの連絡先を公開しています。『外商投資法』第 27 条に定められた商会、協会は弁法を参照して苦情処理機関に対し、会員が指摘した投資環境に係る問題について報告し、具体的な政策措置を提言することが可能です。

また、上海の臨港新エリア、虹橋商務区及び国家級、市級の開発区は弁法を参照して外商投資企業の苦情対応作業を行うことが可能であるとされています。しかし、外商投資企業、外国投資家と個人、法人若しくはその他の組織間同士の民事トラブルについて弁法は適用されません。

弁法の主要内容については、図表 1 をご参考ください。

【図表 1】弁法の主要内容(抜粋)

項目	内容
苦情の申立・受理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 苦情申立書は手渡し、または手紙、ファックス、電子メール、オンライン等の方式で提出することが可能である（第9条） ✓ 苦情申立書は苦情者の名称（氏名）及び連絡先、主体資格の証明資料、関係行政部門の名称若しくは関係者の氏名、その連絡先、苦情事項と関連事実、証拠、理由、法的根拠（あれば）、要望、アドバイスなどの内容を含まなければならない（第10条） ✓ 苦情申立書は中国語で記載しなければならない。関連証拠及び資料の原本が外国語で記載されている場合、正確で、完全な中国語訳版も提供しなければならない（第10条） ✓ 苦情者は苦情申立てを他人に委託することが可能である。委託書には委託事項や権限、期限を記載しなければならない（第11条） ✓ 関連資料の追加提供が必要な場合、苦情処理機関は資料受領後の7営業日以内に苦情者に対し、15営業日以内に補足資料を提供するよう書面にて一括で通知しなければならない。その通知書には補足事項及び期限を記載しなければならない（第12条） ✓ 既に行政復議（行政不服審査）、行政訴訟等の段階に入っている苦情につき、苦情処理機関はそれを受理しない（第13条） ✓ 苦情処理機関は申立書等の資料を受領してから 7 営業日以内に受理可否を判断しなければならない（第 14 条）
苦情の処理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 苦情処理機関は受理日から60営業日以内に苦情処理を完了しなければならない。複数の部門と絡み、状況が複雑な苦情につき、処理期限を適度に延長することが可能である（第19条） ✓ ①苦情者が処理の完了に同意する、②苦情の内容が事実と一致しない、または関連資料が提供されず関連の事実確認ができない、③苦情者の要望に法的根拠がない、④苦情者が苦情を撤回する、⑤苦情者としての主体資格が喪失する、⑥苦情者が30日連続で正当な理由なしに苦情の処理作業に参加しない、という6条件のいずれかを満たせば、苦情処理が完了となる（第20条） ✓ 苦情処理完了後、苦情処理機関は3営業日以内に「一網通弁」⁶、上海外商投資促進サービスプラットフォーム⁷、電子メール、手紙或いは手渡しなどの方式で、処理結果を書面にて苦情者に通知しなければならない（第20条） ✓ 苦情受理後1年経っても処理が完了できない場合、市商務委員会、各区の商務部門は遅滞なく本級（市と区）政府に関連状況を報告し、作業に関し提言しなければならない（第21条） ✓ 苦情者は、苦情処理機関の不受理決定又は苦情処理の結果に異議がある場合、その苦情事項について、級を追って上級の苦情処理機関に苦情を提出することが可能である（第22条） ✓ 苦情処理機関は健全な内部管理制度を確立し、法律に基づき苦情処理の過程で知った苦情者の営業秘密、ビジネス上の秘密情報及び個人のプライバシーを保護するため有効な措置を取らなければならない（第23条）

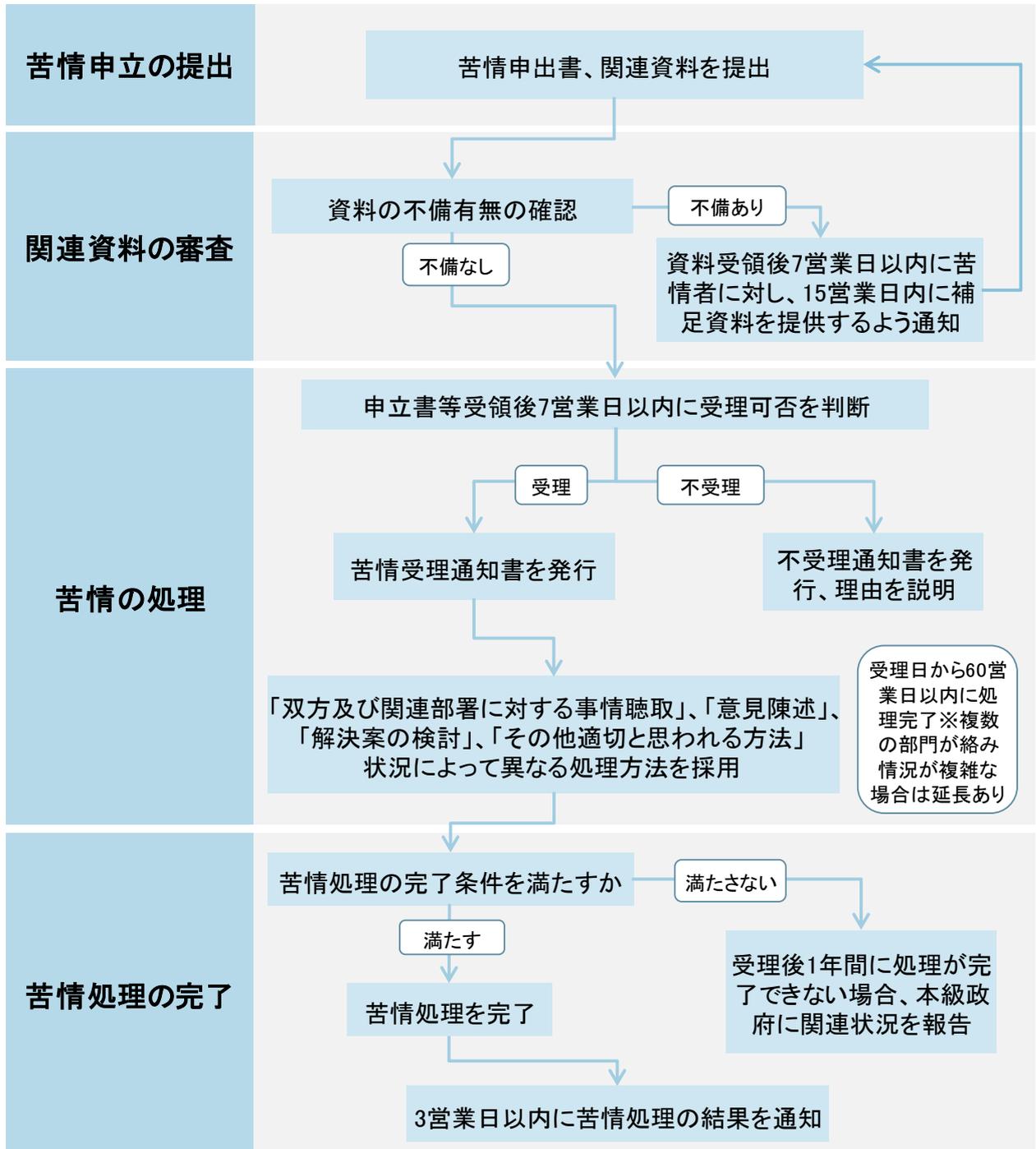
（弁法に基づき、中国アドバイザー一部作成）

⁶ 行政サービスの窓口を一本化したポータルサイト。リンクは右記の通り⇒ <http://zwdt.sh.gov.cn/govPortals/index.do>

⁷ リンクは右記の通り⇒ www.investsh.org.cn

外商投資企業の苦情処理の流れについては、図表 2 をご参考ください。

【図表 2】外商投資企業の苦情処理プロセス



(上海市外商投資企業苦情センターの関連資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

公共政策

「証照分離」改革の強化による市場活性化への更なる取り組みに関する国务院の通知

(原文：国务院关于深化“证照分离”改革进一步激发市场主体发展活力的通知)

国発〔2021〕7号

国务院 2021年6月3日公布

【主要内容】

- 「証照分離」改革⁸を強化し、市場活性化に一層取り組むため、国务院は以下の通り通知する
- 2021年7月1日より、中国全土及び自由貿易試験区における企業経営に係る行政許可項目を「審査承認の撤廃」、「審査承認制から届出制への移行」、「告知承諾制の採用」、「審査承認手続きの簡素化」の4方式に分類してリストアップし、審査承認制度の改革を進める
- 中国全土を対象にリストアップされた523の行政許可項目のうち、「審査承認の撤廃」は68項目、「審査承認制から届出制への移行」は15項目、「告知承諾制の採用」は37項目となる。残りの項目は「審査承認手続きの簡素化」に該当し、審査承認権限の下部組織への移譲や提出書類の簡素化、審査期間の短縮化などを実施する
- 「審査承認の撤廃」の項目について、外資によるインターネットコンテンツプロバイダー（ICP）、EDI、コールセンター等の付加価値電信業務の展開、外資による農作物の品種改良・育種事業の展開、銀行間債券市場のマーケットメーカーの資格承認などが挙げられる
- 「審査承認制から届出制への移行」の項目について、対外貿易事業者やクリニックの届出・登記などが挙げられる
- 自主報告及び事前約束に基づいた「告知承諾制」を採用する項目について、監査法人の拠点設立や仲介事業者による経理代行サービスの提供、人材サービス業務の展開などが挙げられる
- 「審査承認手続きの簡素化」の項目について、外資による娯楽施設、芸能事務所、旅行代理店及び映画館の設立、外資系銀行及びその拠点、事業内容の変更、幹部の資格承認、QFII（適格海外機関投資家）の資格承認などが挙げられる
- 自由貿易試験区を対象にリストアップされた69の行政許可項目のうち、「審査承認の撤廃」は14項目、「審査承認制から届出制への移行」は15項目、「告知承諾制の採用」は40項目となる
- 「審査承認の撤廃」の項目について、対外貿易事業者の届出・登記の撤廃などが挙げられる
- 「審査承認制から届出制への移行」の項目について、外資系銀行の営業所・出張所など（支店を含まず）の設立・変更・閉鎖及びその幹部の資格承認などが挙げられる
- 「告知承諾制」を採用する項目について、旅行代理店の設立や化粧品生産許可などが挙げられる
- また、2022年末までに企業経営に係る各証書の電子化を全面的に実現することも目標に掲げている
- 同通知はビジネス環境の更なる改善を図るもので、規制緩和や行政スリム化改革の一環である

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-06/03/content_5615031.htm

⁸ 「証照分離」改革とは、各業界の主管部門発行の営業許可証と市場監督管理部門発行の営業ライセンスを分離することを指し、これにより企業設立や事業展開の効率化・簡素化を目指す。国务院は2015年12月から、浦東新区において3年間の「証照分離」改革試行を先行して実施、その後2017年9月に全国の自由貿易試験区へ普及させた

貿易政策

検査の実施が必要な輸出入商品リストの調整に関する公告

(原文：关于调整必须实施检验的进出口商品目录的公告)

税関総署公告 2021 年第 39 号

税関総署 2021 年 6 月 1 日公布、2021 年 6 月 10 日実施

【主要内容】

- 『輸出入商品検査法』及びその実施条例に基づき、検査の実施が必要な輸出入商品リストを以下の通り調整する
 - ① 工作機械や電子機器、金属スクラップ、鉄鋼製品、蓄電池、化学品など234品目に対し、輸入時の検査を中止する
 - ② 再生鉄鋼原料、銅及びアルミニウム合金リサイクル原料など8品目に対し、輸入時の検査を実施する
 - ③ ビレットや銑鉄、合金鋼粉末など24品目の鉄鋼製品に対し、輸出時の検査を実施する
- 本公告は2021年6月10日より実施する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください⁹。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3695642/index.html>

産業政策

娯楽施設及びインターネットサービス営業施設の審査承認に係る事項の調整に関する文化観光部の通知

(原文：文化和旅游部关于调整娱乐场所和互联网上网服务营业场所审批有关事项的通知)

文旅市場発 [2021] 57 号

文化観光部 2021 年 5 月 27 日公布

【主要内容】

- 2020年11月29日に改定された『娯楽場所管理条例』などに基づき、中国での娯楽施設の設置につき、外資に対する出資比率制限を撤廃し、外資独資による設置を可能とした
- 外資による娯楽施設の設置には省級文化観光部門への申請が必要で、申請条件や手続きなどは中国企業と同じとなる¹⁰
- 娯楽施設にはディスコクラブやカラオケボックス、ゲームセンターなどを含む
- また、2021年6月1日より施行の『未成年保護法』（2020年10月17日改定版）に基づき、学校や幼稚園の周辺では娯楽施設、インターネットサービスの営業施設の設置を禁じることも盛り込んだ

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://zwgk.mct.gov.cn/zfxxgkml/scgl/202105/t20210531_924875.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

⁹ リンクに直接アクセスできない場合、アドレスをコピーし URL 欄に貼り付けてサイトにアクセスください

¹⁰ 『「証照分離」改革の強化による市場活性化への更なる取り組みに関する国务院の通知』によると、審査期間が 20 営業日から 13 営業日まで短縮される

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。